

徳島県告示第四百七号

令和五年十月二日から令和六年三月三十一日までの間における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

令和五年九月一日

徳島県知事　後藤田　正　純

単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
	水 源 涵 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林											
単位区域名	皆伐面積の限度（ヘクタール）												
計	海 部 川	日 和 佐 川	那 賀 川 下 流	那 賀	勝 浦 川	鮎 喰 川	板 野	美 馬 北 岸	穴 吹 川	貞 光 川	吉 野 川 中 流	祖 谷 川	
四、八七六・一八	六五〇・八六	一五一・七〇	四三・五八	一、五五九・三二	三四九・〇四	一四八・九六	二八六・四六	一三〇・七〇	二一二・七七	一三四・七一	四七九・四五	七二八・六三	水源涵養保安林
七五四・三五	五七・六六	九・一〇	六・二二	一一九・一七	一二・二八	四五・三三	二〇六・三七	六〇・八二	六七・三四	二一・五二	九六・六二	五一・九四	土砂流出防備保安林

備考　単位区域については、次の図に示すとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その関係図面を徳島県農林水産部森林整備課並びに徳島県東

部農林水産局及び徳島県総合県民局に備え置いて縦覧に供する。)